平成２９年（フ）第１６６号
新潟市西区五十嵐中島２丁目16番22号５
債務者　石黒　真弓
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６７号
新潟市東区下木戸１丁目25番19号　アークプラザＡ201、前住所新潟市西区五十嵐中島２丁目16番22号５
債務者　石黒　香織
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７６号
新潟市東区東明７丁目２番地７
債務者　村田　留美
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７７号
新潟市東区新川町325番地32　コレクティブハウス201号、前住所東京都練馬区豊玉中２丁目10番10―109号
債務者　イケダ　チャーミー　カドンドン
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８３号
新潟市江南区亀田新明町１丁目４番47号
債務者　丸山　恵子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８８号
新潟市西区青山７丁目３番20号８　マリンハイツ青山202号
債務者　ごん蔵ラーメン流虎こと　本間富士夫
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９８号
新潟市西区五十嵐中島３丁目７番５号　コーポ春　202号
債務者　古俣　和子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
新潟市秋葉区松ヶ丘１丁目６番４号
債務者　池田　太志
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０３号
新潟市中央区附船町２丁目4079番地３、前住所新潟市中央区入船町４丁目3776番地26
債務者　成田江美子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０４号
新潟市南区新飯田1500番地２、前住所新潟市南区新飯田1510番地２
債務者　小日向和子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０５号
新潟市西区四ツ郷屋1538番地13　ワールドステイ四ツ郷屋、前住所新潟市西区小新２丁目18番18号
債務者　下川　　孝
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０８号
新潟市東区紫竹２丁目３番22号　コーポむつみ202号
債務者　古泉　俊彦
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
新潟市東区中木戸364番地１
債務者　林　　浩行
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１７号
新潟市中央区古町通２番町669番地２　ダイアパレス古町205号
債務者　小島珠樹こと　スピーデン珠樹
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
富山県高岡市能町南１丁目88番地　リアルドリームⅡ．202号、前住所富山県射水市広上361番地28
債務者　正木みどり（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１５６号
山梨県甲府市荒川１丁目８番36号、前住所山梨県甲斐市富竹新田621番地１
債務者　早川　弘美
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係